

新所沢まちづくり協議会規約

(名称及び組織)

第1条 この協議会は、新所沢まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、協議会の趣旨に賛同する新所沢地区内で活動する団体（以下「団体」という。）をもって組織する。

(目的)

第2条 協議会は、新所沢地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、もって地域の文化・福祉の向上と豊かで安心して住める地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 地域住民相互の情報交換及び交流・親睦に関する事。
- (2) 地域住民の健康及び福祉の増進並びに文化・教養の向上に関する事。
- (3) 生活環境の保持及び改善に関する事。
- (4) 青少年の健全育成に関する事。
- (5) 防犯、防災、交通安全等地域の安全及び安心に関する事。
- (6) 団体相互の情報交換・交流を図り、地域共通の課題及び一団体では解決困難な課題の改善に関する事。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、所沢市新所沢まちづくりセンターに置く。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理 事 若干名
- (4) 会 計 1人
- (5) 監 事 2人

(役員を選任)

第6条 役員は、団体の代表者の互選により、総会において選任する。

(役員の任期)

第7条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又はかけたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、協議会の運営に関する重要な事項を審議する。
- 4 会計は、協議会の会計事務に従事する。
- 5 監事は、協議会の出納その他会計事務を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(会議)

第9条 協議会の会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 定期総会は、役員及び団体の代表者をもって組織し、毎年1回これを開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 3 役員会は、会長、副会長、理事及び会計をもって組織し、必要に応じて開催する。
- 4 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。
- 5 協議会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議事)

第10条 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第11条 総会の審議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算並びに事業計画に関すること。
- (2) 規約の制定又は改廃に関すること。
- (3) 構成団体相互の情報の共有に関すること。
- (4) 改善を要する地域課題に関すること。
- (5) その他重要な事項

(役員会の審議事項)

第12条 役員会の審議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会を開催する時間的余裕がない場合における総会の議決事項に関すること。
 - (2) 総会に付すべき事項に関すること。
 - (3) 総会で委任を受けた事項に関すること。
 - (4) その他協議会の運営のため、必要な事項に関すること。
- 2 前項第1号の規定により処置したときは、会長は、次の総会においてこれを報告しなければならない。

(専門部会)

第13条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する団体の代表者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

4 その他専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第15条 協議会の経費は、交付金その他の収入をもって充てる。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成26年7月12日から施行する。